

私たちは「地域がん登録」制度の確立に努めます

がん登録はがん対策の羅針盤です

がんはわが国の死亡原因の第1位を占めており、がんで死亡する方の数は増加の一途をたっています。いまでは生涯のうち男性では二人に一人、女性では三人に一人がかかる国民病となり、私たちの生活を脅かす存在となっています。いまこそ、有効ながん対策を推進することが緊急の課題です。

がん対策を計画、実行し、その成果を評価し、今後の対策に生かしてゆくためには、がんの実態（死亡率、罹患(発生)率、生存率など）を正確に把握することが必要です。死亡の実態は死亡届によって把握されていますが、罹(り)患や転帰(治療後の状況)の実態は「地域がん登録」によってのみ把握が可能となります。

この「地域がん登録」とは、がんを診断、治療した医療機関や死亡を確認した医療機関から、がんの診断・治療情報を集めて整理・集計・解析を行い、がんの予防と医療の進歩に役立つ情報を提供するシステムです。「地域がん登録」では多くのがん情報を集めるとともに、集められた情報の重複登録を避けるために個人識別指標(氏名、性別、生年月日、住所)も集めています。

欧米諸国では古くから「地域がん登録」が導入され、がん対策の評価や新たな対策の立案に活用されてきました。わが国においても昭和40年代から道府県市を単位として導入が開始され、現在では34道府県市で実施されています。しかし、それぞれの道府県市で集めているがん情報の質や量が欧米と比較して不十分な状況です。

さいわい、本年6月に制定された「がん対策基本法」の第十七条第二項において「国および地方公共団体は、がん患者の罹(り)患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定されました。(下線は事務局)

地域がん登録全国協議会の会員は、この「がん対策基本法」が目指す3大目標(がんの予防と医療の進歩、がん医療の均てん化、いわゆる「がん難民」の解消)に寄与する「地域がん登録」制度の確立を目指したいと願っています。そのためには、

- ・ がん情報を漏れなく集めること
- ・ がん情報を提出する医療機関の「院内がん登録」を支援すること
- ・ 資料の整理とがん患者さんの転帰の把握のために個人識別指標を集めること
- ・ 登録された患者さんの生死を確認するために、国が保有する死亡情報や市区町村の住民基本台帳の利用において利便が図られること
- ・ 集めた情報の管理・保管を一層厳密に行うこと
- ・ 迅速な統計資料の提供を目指すこと
- ・ 全国共通の地域がん登録とするための標準化を目指すこと

が必要であり、これまで以上に国、都道府県、市区町村の協力を得て、積極的な活動を展開致します。

「地域がん登録」制度の確立に、国民の皆様のご理解とご支援をお願い致します。

平成18年9月

地域がん登録全国協議会 理事長 岡本直幸
(神奈川県立がんセンター臨床研究所がん予防・情報研究部門)